

平成24年4月1日

関係各位

公益財団法人富山県建設技術センター

公益財団法人移行に伴う法人名称変更について（お知らせ）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターの業務運営について、格別のご理解並びにご指導を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当センターは平成24年3月22日付で富山県知事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、公益財団法人として認定されました。

これに伴い、平成24年4月1日から「公益財団法人 富山県建設技術センター」として発足することになりました。

つきましては、同日以降の各種事務処理に関しては、新名称にて手続きをしていただきたくご案内申し上げます。

今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

**新** 法人名称 **公益**財団法人 富山県建設技術センター

旧 法人名称 財団法人 富山県建設技術センター